

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府綾部市大島町柳3番地

氏名 大山産業株式会社  
代表取締役 大山 青龍

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府中丹東保健所長 廣畑 弘



許可の年月日 令和2年6月6日

許可の有効年月日 令和7年6月5日

### 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ① 燃え殻
- ② 汚泥
- ③ 廃油
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)
- ⑦ 紙くず
- ⑧ 木くず
- ⑨ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物に限る。)
- ⑩ 繊維くず
- ⑪ 動植物性残さ
- ⑫ ゴムくず
- ⑬ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)
- ⑭ 鉱さい
- ⑮ がれき類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)
- ⑯ 動物の死体
- ⑰ ばいじん

以上17種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、①②③④⑤⑦⑧⑩⑪⑫⑭⑯にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

(積替え又は保管を含む)

- ① 廃プラスチック類
- ② 金属くず
- ③ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ④ がれき類

以上4種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

	積替保管施設 (1)	積替保管施設 (2)
所在地	京都府綾部市新住町52番、52番1、52番4	京丹後市峰山町字安小字下河原276番ほか7筆
面積	1,244.95 m <sup>2</sup>	3,293.95 m <sup>2</sup>
産業廃棄物の種類	① 廃プラスチック類 ② 金属くず ③ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ④ がれき類	④ がれき類
積替えのための保管上限	43.01 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>
積み上げることができる高さ		

### 3. 許可の条件 なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成2年6月6日：当初許可
- 平成4年11月12日：変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加 (積替え又は保管を含まない)：⑭)
- 平成7年6月6日：更新許可
- 平成12年6月6日：更新許可
- 平成12年7月31日：変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加 (積替え又は保管を含まない)：⑦⑩、積替保管施設 (2)の追加)
- 平成17年8月8日：更新許可
- 平成19年3月9日：変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加 (積替え又は保管を含まない)：⑯⑰)
- 平成22年8月4日：更新許可
- 平成27年7月7日：更新許可
- 平成30年8月20日：変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加 (積替え又は保管を含まない)：④⑤)
- 令和2年6月6日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無